⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。（詳細は入札説明書による。）
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑷に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomomitsu Kawamoto, Executive Financial and General Affairs, University of Hiroshima
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of Building for the Hiroshima University Hospital.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 16, October, 2009
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 A.M, 4 December 2009 (tenders submitted by mail : 12 : 00 A.M, 4 December 2009)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Financial and General Affairs, Hiroshima University International Affairs Bureau, 1―3―2 Kagamiyama Higashi-Hiroshima City Japan 739―8511 TEL 082―424―6106

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年９月25日
国立大学法人広島大学
契約担当職
理事（財務・総務担当）　河本　朝光
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34

○第３号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　広島大学（病）診療棟新営機械設備工事
⑶　工事場所　広島県広島市南区霞一丁目　広島大学霞団地構内
⑷　工事概要　鉄筋コンクリート造　地上５階地下１階建、建築面積6,887㎡、延べ面積38,554㎡、敷地面積142,807.2㎡
⑸　工期　平成25年６月28日（金）まで。【全体工期約43ヶ月】
⑹　使用する主要な資機材　空調設備一式、換気設備一式、衛生設備一式、給湯設備一式、排水設備一式、防災設備一式、医療ガス一式、搬送設備一式
なお、関連する建築工事・電気設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、入札時に「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式による総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑻　本工事においては、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当職から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　前項に規定する特別な理由がある場合とは、被補佐人、被補助人、及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但し書きに規定する行為）である場合とする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑷　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。
⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延べ面積15,000㎡以上の病院施設。
②　共同企業体の代表者以外の構成員
鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上２階建以上かつ延べ面積7,000㎡以上の病院施設。
⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者又は同等以上の知識及び技術又は技能を有する者であること。
②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。